

再発防止策の検討につき、緊急に講ずべき対策
(平成25年度概算要求に位置付けるもの)についての提案

平成24年(2012年)6月12日

全国B型肝炎訴訟東京原告団

田中 義信

本検討会の目的は、過去の集団予防接種の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染拡大が起きたことについて、その実態及びその経緯等の検証を多方面から行い、それを踏まえて、感染症及び予防接種行政の課題を探るとともに再発防止策の検討・提言を行うこととなっています。

この目的は、本検討会のもとに設置される研究班の具体的作業成果に基づいて追求されることとなりますが、現時点においても、再発防止策の重要な柱となるべき施策があると考えます。それは、広く国民一般、とりわけ医療従事者及び医療に従事すべく学んでいる学生らに対して、かつてわが国において乳幼児に対する集団予防接種の際に注射器の打ち回しが行われ、その結果として多数の国民がB型肝炎ウイルスに感染したこと、そうした感染被害者が塗炭の苦しみを味わった事実を正確に伝え、医療行為による感染症拡大の悲劇を二度と繰り返してはならないとの教訓を国民的に共有することです。

こうした記憶と教訓の国民的共有のためには、本検討会が感染拡大の実態と経緯の検証を行い、再発防止策の検討・提言をたんに報告書としてまとめるだけでは不十分なことは明らかであり、検証結果と再発防止策の提言、感染被害者の苦しみを、国民一般、とりわけ医療従事者、医療に従事すべく学んでいる学生らに積極的に伝えていく機会が、何らかの制度的保障に基づいて設定されなければなりません。

私自身も、B型肝炎訴訟を原告としてたたかってきた経験の中で、すでに集団予防接種の注射器打ち回しを体験していない若い世代、特に医学部・薬学部の学生や看護学生など、将来は医療に従事したいと考える真面目な学生らに、この問題と自身の被害を訴えることで、学生らが本当に驚き、二度とこうした悲劇を繰り返してはならないとの感想を口々に述べていたことが忘れられません。

すなわち、医療行為を通じて引き起こされた本件のごとき被害の再発防止のためには、現実感染被害を受けた私たち当事者や、長年にわたってこの問題を取りあげてきた弁護団の方々のような立場の人間が、わが国の医療現場で医療従事者に対し、あるいは医学教育の現場で学生たちに対し、自らの被害の実態と本検討会で明らかとなるであろう検証結果・再発防止のための教訓を伝えるため働きかけを行うことが最大の効果を生むものと考えます。

しかし、私たち被害者はそれぞれ病を抱え、あるいは仕事を持つなどの社会的制約のもとにおかれており、全国に散在する医療現場や医学教育機関に出向いて講演等を行うには、さまざまな経済的社会的負担を免れません。

そこで、本検討会の目的である感染拡大の経緯の検証と再発防止策の提言を真に国民的な課題として意味あるものとするため、医療現場や医学教育の場に本件の実態と教訓を伝える「語り部」を確保する制度として、国による一定の助成のもと、本件の感染被害者らの講師活動に対して旅費・日当等を支給し、あるいは講師活動の集約・研修等に必要な経費を支弁する仕組みの構築を来年度の予算事業とすることを提案します。

この点については、薬害エイズ事件や薬害ヤコブ事件の被害者・遺族の方々が、被害者に対する相談活動等を行うについて相談員として登録され、一定の旅費・日当等を国からの助成金により支弁されているとの前例があります。本件については、国・原告弁護団との間の協議を通じて詳細な制度設計がなされる必要がありますが、再発防止を真に実効性あるものとするために、医療現場や医学教育において本件の実態と教訓を徹底するための効果的な施策として、来年度予算において被害者らの講師活動を制度的に支える何らかの措置がとられることを希望します。

以上